

横須賀市職員財産形成貯蓄契約等取扱要綱

(総則)

第1条 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）の規定による勤労者財産形成貯蓄契約等（以下「財形貯蓄契約等」という。）の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(職員の範囲)

第2条 財形貯蓄契約等を締結することができる職員（以下「職員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する職員で、当該契約を締結する日において55歳未満のものとする。

- (1) 副市長、代表監査委員、上下水道事業管理者又は教育長
- (2) 職員定数条例（昭和26年横須賀市条例第68号）第1条に規定する職員（取扱金融機関等）

第3条 財形貯蓄契約等を取り扱う金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）は、別に定めるところによる。

(申込み)

第4条 財形貯蓄契約等の申込みをしようとする職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める依頼書を5月10日から同月31日までの間に、総務部研修・厚生担当課長（以下「研修・厚生担当課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 勤労者財産形成貯蓄契約（以下「一般財形貯蓄契約」という。） 横須賀市財産形成貯蓄控除預入等依頼書（第1号様式）
- (2) 勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「財形住宅貯蓄契約」という。） 横須賀市財産形成住宅貯蓄控除預入等依頼書（第2号様式）
- (3) 勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下「財形年金貯蓄契約」という。） 横須賀市財産形成年金貯蓄控除預入等依頼書（第3号様式）

2 財形貯蓄契約等に基づく積立ては、前項の規定による依頼書を提出した年の8月から開始する。

(契約口数)

第5条 財形貯蓄契約等は4口までできるものとし、その内訳は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般財形貯蓄契約 2口
- (2) 財形住宅貯蓄契約 1口
- (3) 財形年金貯蓄契約 1口

(積立方法)

第6条 財形貯蓄契約等に基づく積立方法は、次の各号のいずれかによる。

(1) 毎月の給料から一定額を積み立てる方法

(2) 前号の規定による積立てと併せて6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当から一定額を積み立てる方法

(3) 6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当から一定額を積み立てる方法

(積立金額)

第7条 財形貯蓄契約等に基づく積立金額は、それぞれの契約について、1,000円以上とし、1,000円を単位とする。

(払込み方法)

第8条 財形貯蓄契約等に基づく積立金の取扱金融機関等への払込みは、財形貯蓄契約等を締結した職員(以下「加入職員」という。)の積立方法に基づいて当該積立金を控除し、当該加入職員に代わって行う。

2 前項の規定に基づいて控除しようとする額が財形貯蓄契約等に基づく積立金の合計額を下回るときは、同項の規定による控除は行わないものとし、当該財形貯蓄契約等に基づく積立ては、当該積立てに限り中断されたものとみなす。

(積立期間)

第9条 財形貯蓄契約等に基づく積立期間は、次に掲げる財形貯蓄契約等の区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) 一般財形貯蓄契約 3年以上

(2) 財形住宅貯蓄契約 5年以上

(3) 財形年金貯蓄契約 5年以上

(年金の受取期間)

第10条 財形年金貯蓄契約に基づく年金の受取期間は、5年以上20年以下(生命保険契約に係る場合は、5年以上)とする。ただし、年金受取開始日は、加入職員が60歳に達する日以後で、かつ、最後の積立日から5年以内の当該契約で定める日とする。

(契約証書の発行)

第11条 取扱金融機関等は、第1回の積立金の入金を受けたときは、速やかに加入職員に契約証書その他契約の成立を証する書類を直接送付しなければならない。

(残高通知)

第12条 取扱金融機関等は、毎年4月及び10月の末日までに前月末日現在の財形貯蓄契約等に基づく残高を加入職員に直接通知しなければならない。

(積立方法及び積立金額の変更)

第13条 財形貯蓄契約等に基づく積立方法及び積立金額を変更しようとする加入職員は、横須賀市財産形成(年金・住宅)貯蓄控除預入等変更依頼書(第4号様式。以下「変更依頼書」という。)を当該変更をしようとする年の5月10日から同月31日までに研修・厚生担当課長に提出しなければならない。

2 財形貯蓄契約等に基づく積立方法又は積立金額の変更は、変更依頼書を提出した年の8月から行う。

(積立ての中断)

第14条 加入職員は、特にやむを得ない事情があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で財形貯蓄契約等に基づく積立てを中断をすることができる。

(1) 一般財形貯蓄契約 1年

(2) 財形住宅貯蓄契約 2年

(3) 財形年金貯蓄契約 2年

2 前項の規定により財形貯蓄契約等に基づく積立てを中断しようとする加入職員は、中断しようとする積立予定日の属する月の前月1日から10日までに変更依頼書を研修・厚生担当課長に提出しなければならない。

(積立ての再開)

第15条 前条の規定により財形貯蓄契約等に基づく積立てを中断した加入職員が積立てを再開しようとするときは、再開しようとする月の前月1日から10日までに変更依頼書を研修・厚生担当課長に提出しなければならない。

(積立期間の変更)

第16条 財形年金貯蓄契約等に基づく積立終了日を変更しようとする加入職員は、積立終了日又は積立終了日としようとする日の属する月の前月1日から10日までに変更依頼書を研修・厚生担当課長に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第17条 財形貯蓄契約等について次に掲げる事項を変更しようとする加入職員は、変更しようとする月の1日から10日までに変更依頼書を研修・厚生担当課長に提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 届出印鑑

(4) 非課税貯蓄申告額

(5) 財形年金貯蓄の年金受取開始日その他年金の受取に関する事項

(届出印鑑等の喪失の届出)

第18条 盗難その他の理由により届出印鑑又は第11条の規定により送付を受けた書類を紛失した加入職員は、直ちに取扱金融機関等に届け出なければならない。

(払戻請求)

第19条 一般財形貯蓄契約に基づく払戻し(解約を除く。以下同じ。)を受けようとする加入職員は、横須賀市財産形成(年金・住宅)貯蓄払戻請求書(第5号様式。以下「払戻請求書」という。)を取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 取扱金融機関等は、払戻しに係る計算書を加入職員に直接交付しなければならない。

(解約)

第20条 満期又は退職その他やむを得ない事情により財形貯蓄契約等を解約しようとする加入職員は、毎月1日から10日までに必要書類を添えて、払戻請求書を研修・厚生担当課長に提出しなければならない。

2 取扱金融機関等は、前項に規定する請求のあった月の25日までに、解約金を加入職員が指定する加入職員名義の普通預金口座に振り込まなければならない。ただし、ゆうちょ銀行は、郵便貯金払戻証書の交付をもつて口座振替に代えることができる。

3 取扱金融機関等は、解約に係る計算書を加入職員に直接送付しなければならない。

(書類の送付)

第21条 研修・厚生担当課長は、第14条第2項、第15条から第17条まで又は第20条第1項の規定により加入職員から書類を受理したときは、受理した月の15日までに取扱金融機関等に送付するものとする。

(退職等に関する通知)

第22条 研修・厚生担当課長は、加入職員が死亡、退職その他の理由による職員の身分を失ったときは、取扱金融機関等にその旨を通知するものとする。

(その他の事項)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。